

常設型住民投票条例の比較

資料1

自治体名	条例名	施行年月日	住民基本台帳人口(H21.3.31)	投票資格者要件			住民発議に要する署名数(以上)	首長の発議		議員発議		成立要件(投票資格者数に対して)	不成立の場合	投票結果の扱い	同一事項、同趣旨の請求の制限	条例のタイプ
				年齢	特別永住者及び	一定の在留資格者		自らの発議	条件	提案条件	議決					
愛知県高浜市	高浜市住民投票条例	H14.9.1	42,098	18	○	×	1/3	○	—	1/12以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(市民、議会、市長)	2年(成立した場合)	高浜
埼玉県富士見市	富士見市民投票条例	H14.12.20	104,386	20①	×	×	1/5	○	—	1/3以上	過半数	1/3以上	開票しない	尊重(議会、市長)	2年(成立した場合)	高浜
埼玉県上里町	上里町住民投票条例	H15.4.1	30,808	20	×	×	1/3	○	—	1/12以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(町民、議会、町長)	2年(成立した場合)	高浜
埼玉県美里町	美里町住民投票条例	H15.4.1	11,824	18	○	×	1/3	○	—	1/3以上	過半数	1/2以上	開票する	尊重(議会、町長)	2年(成立した場合)	高浜
群馬県桐生市	桐生市住民投票条例	H15.7.1	125,062	20	×	×	1/6	×	—	×	—	1/2以上	開票しない	尊重(市民、議会、市長)	2年	単独
広島県広島市	広島市住民投票条例	H15.9.1	1,153,579	18	○	×	1/10	×	—	×	—	1/2以上	開票しない	尊重(市民、議会、市長)	2年(成立した場合)	単独
埼玉県坂戸市	坂戸市住民投票条例	H16.4.1	98,962	20	×	×	1/6	×	—	×	—	1/2以上	規定なし	尊重(市民、議会、市長)	2年	単独
千葉県我孫子市	我孫子市市民投票条例	H16.4.1	134,982	18	○	×	1/8	○	議会の同意	1/4以上	過半数	—	—	尊重(賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数1/3以上に達したとき)(市民、議会、市長)	2年(賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の1/3に達しなかった場合を除く)	単独
広島県大竹市	大竹市住民投票条例	H16.4.1	29,389	18	○	×	1/3	×	—	×	—	1/2以上	開票しない	尊重(市民、議会、市長)	2年	単独
埼玉県鳩山町	鳩山町住民投票条例	H16.12.7	15,630	18	○	×	1/3	○	—	1/3以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(住民、議会、町長)	2年	単独
北海道増毛町	増毛町町民投票条例	H16.12.22	5,411	18	○	×	1/8	○	議会の同意	1/4以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(町民、議会、町長)	2年(成立した場合)	単独
大阪府岸和田市	岸和田市住民投票条例	H17.8.1	201,701	18	○	○③	1/4	×	—	×	—	—	—	尊重(市)	2年	単独
三重県名張市	名張市住民投票条例	H18.1.1	82,571	18	○	×	1/50or 1/4	○	—	1/12以上	過半数	—	—	尊重(市民、議会、市長)	1年	上越
神奈川県逗子市	逗子市住民投票条例	H18.4.1	60,052	20	○	×	1/5	○	市民参加制度審査会の2/3の議決	1/12以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(市民、議会、執行機関)	2年(成立した場合)	単独
山口県山陽小野田市	山陽小野田市住民投票条例	H18.7.1	66,006	20	○	×	1/6	○	—	1/12以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(市民、議会、市長)	2年	単独
神奈川県大和市	大和市住民投票条例	H18.10.1	221,361	16	○	○④	1/3	○	—	1/12以上	過半数	—	—	尊重(市民、議会、市長)	2年	単独
石川県宝達志水町	宝達志水町住民投票条例	H19.4.1	15,276	18	○	×	1/10	○	—	1/3以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(町民、議会、町長)	2年(成立した場合)	単独
北海道遠軽町	遠軽町町民投票条例	H19.4.1	22,840	18	○	×	1/3	○	—	1/12以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(町民、議会、町長)	2年(成立した場合)	高浜
岩手県宮古市	宮古市住民投票条例	H20.7.1	57,912	18	○	×	1/5	○	議決	1/12以上	過半数	1/2以上	開票しない	尊重(議会、市長)	2年	単独
北海道芦別市	芦別市住民投票条例	H20.10.1	17,610	18	×	×	1/6	○	—	1/3以上	過半数	1/2以上	開票する	尊重(市長)	2年	単独
神奈川県川崎市	川崎市住民投票条例	H21.4.1	1,359,063	18	○	○⑤	1/10 議会へ協議し2/3以上の反対がないこと	○	議会へ協議し2/3以上の反対がないこと	1/12以上	過半数	—	—	尊重(議会、市長)	—	単独
北海道北広島市	北広島市市民投票条例	H21.6.1	60,802	18	○	○⑥	1/6	○	—	1/12以上	過半数	1/2以上	開票する	尊重(議会、市長)	2年	単独
新潟県上越市	上越市市民投票条例	H21.10.1	206,124	18	○	×	1/50or 1/4	○	—	⑦ 1/12以上	過半数	1/2以上	開票する	尊重(市民、議会、市長等)	2年	上越

①②富士見市は投票権を有する者は満20歳以上とするが、満18歳以上の者の意思の把握を同時に行う旨規定。また、外国人(永住者、特別永住者)についても同時に意思確認を投票により行う旨規定。
 ③⑤岸和田市及び川崎市は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)」に定める特別永住者及び「出入国管理及び難民認定法(以下「出管法」という。)」別表2に規定する永住者のほかに、出管法別表1及び別表2の永住者を除いた在留資格が3年を超えて日本に住所を有する者にも投票権を認めている。
 ④⑥大和市及び北広島市は、特例法の特別永住者及び出管法別表2に規定する永住者のほかに、出管法別表2の永住者を除いた在留資格が3年を超えて日本に住所を有する者にも投票権を認めている。
 ⑦上越市は、議会について、住民投票実施の議案を提出することができる旨規定している。→議員と常任委員会の議案提案は地方自治法の確認規定となっている。
 ※ は、自治基本条例、市民参加条例等で規定されていることを示す。